

令和4年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第141号 「工事請負契約について」 1
 - 2 議案第151号 「三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について」 .. 6
- 別冊1 指定管理候補者の提案内容および審査の概要

II 請願説明

- 請願第57号 教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求める
ことについて

III 所管事項説明

- 1 県立高等学校の活性化について 10
- 2 不登校児童生徒への支援について 12
- 3 審議会等の審議状況について 16

別冊2 令和4年度紀南地域の県立高校に関するアンケート結果

令和4年12月9日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第 141 号

工事請負契約について（特別支援学校統合寄宿舍建築工事）

1 経緯

盲学校および聾学校は、校舎の老朽化が進んでいることや、聾学校は津波浸水区域内に立地しており安全対策が必要なことから、現在、津市城山の県立施設跡地への校舎の新築移転に向け、設計や埋蔵文化財調査などを進めているところです。

本校舎の新築移転にともない、盲学校、聾学校、城山特別支援学校に設置している寄宿舍を統合のうえ、城山特別支援学校敷地内に新たな寄宿舍を建築します。

2 特別支援学校統合寄宿舍建築工事

(1) 請負者

日本土建・東海土建特定建設工事共同企業体

(2) 契約金額

600,600,000 円（消費税等含む）

(3) 工期

議決日から令和 6 年 2 月 13 日

(4) 施工場所

津市城山 1 丁目 5-29

(5) 施設概要

寄宿舍棟：木造一部鉄筋コンクリート造 2階建

延べ面積 1695.84 m² 全 30 室（男女各 15 室）

〔	うち木造部分	1575.58 m ²	92.9%
	鉄筋コンクリート造部分	120.26 m ²	7.1%

3 今後の予定

令和 4 年 12 月 着工

令和 6 年 2 月 工事完成

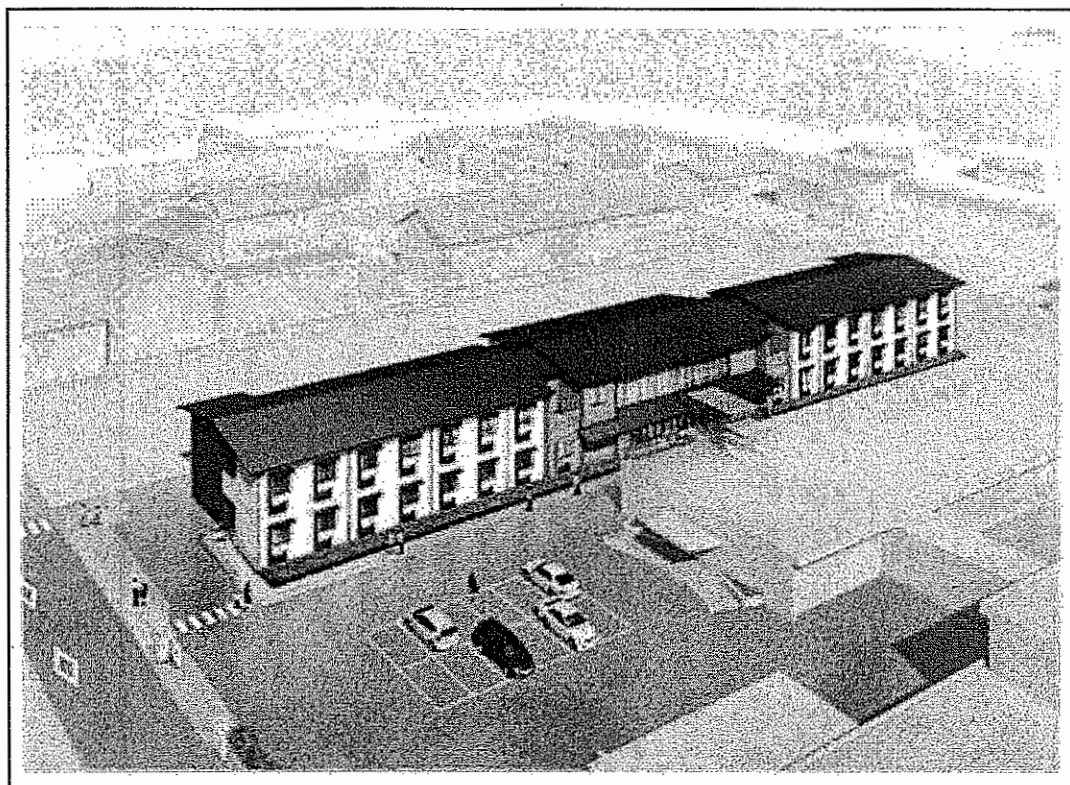
2～3 月 備品搬入等

4 月 供用開始

(建築予定地 付近見取図)



(完成イメージ図)



議案番号 第141号 工事請負契約について				
工事名	特別支援学校統合寄宿舎建築工事			
施工場所	津市城山1丁目5-29			
契約金額	600,600,000 円(消費税等含む)			
請負者	津市大倉19番1号			
住所氏名	日本土建・東海土建特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一			
契約工期	三重県議会の議決日から令和6年2月13日			
<u>工事内容</u> 特別支援学校 3 校(盲学校、聾学校、城山特別支援学校)の寄宿舎を統合した寄宿舎の建築工事 寄宿舎棟: 木造一部鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 1,695.84 m ² 渡り廊下棟: 鉄骨造 平屋建 建築面積 14.98 m ²				
契約方法	一般競争入札			
入札状況	年月日	令和4年10月11日	評価値 2.15952 (最高値 2.15952 最低値 2.15905)	
	業者数	2	価格	最低 579,535,000 円(消費税等含む)
				526,850,000 円(消費税等抜き)
	回数	1	予定価格	最高 600,600,000 円(消費税等含む)
546,000,000 円(消費税等抜き)				
			617,525,700 円(消費税等含む)	
			561,387,000 円(消費税等抜き)	

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和4年10月11日

工事番号 202217016050402794

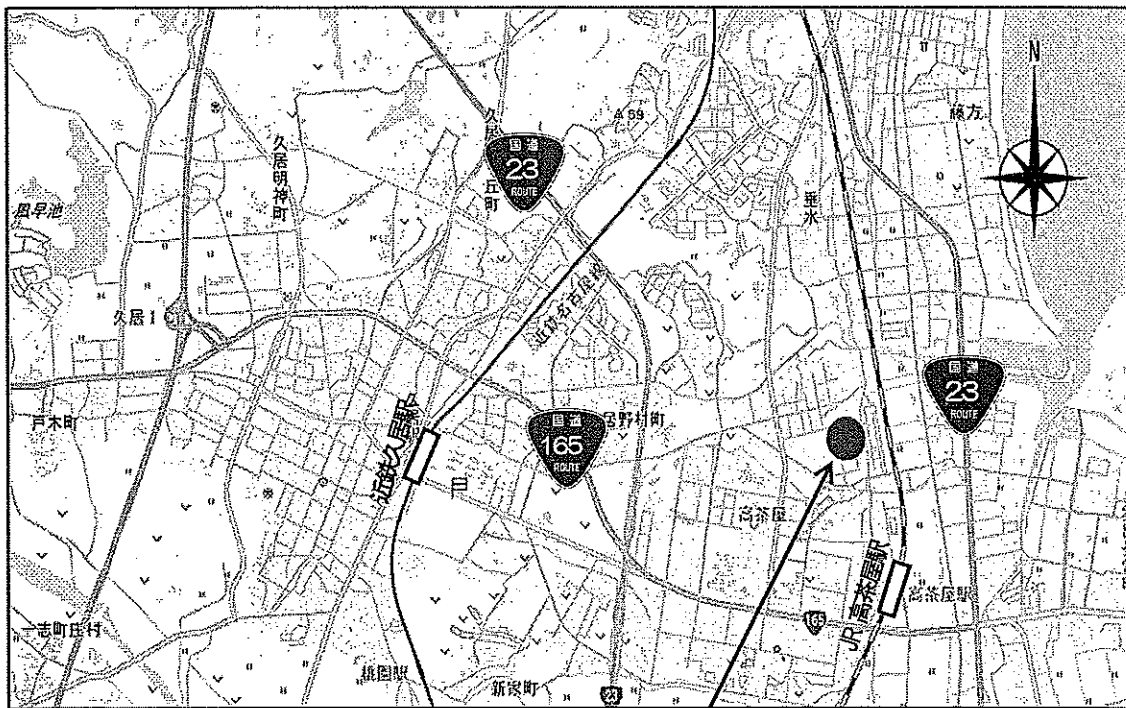
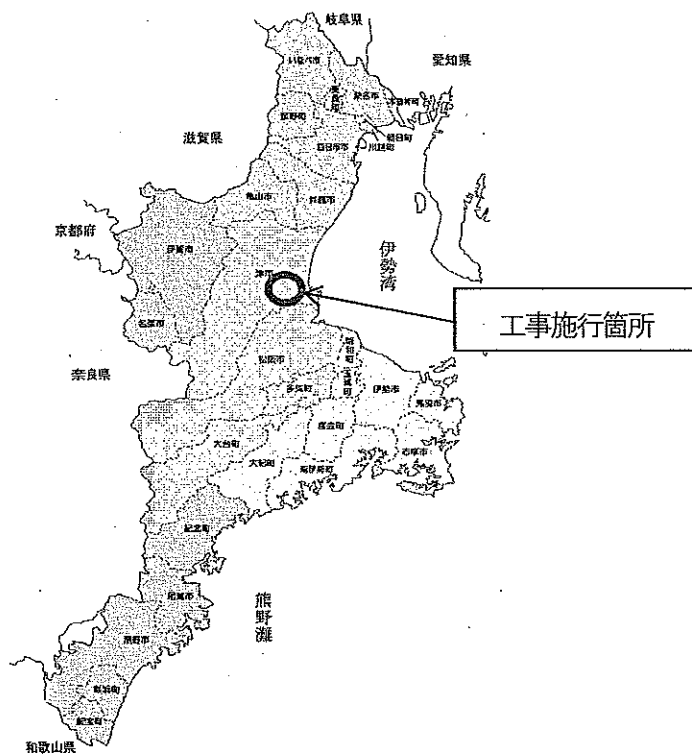
工事名 特別支援学校統合寄宿舎建築工事

施工場所 津市城山1丁目5-29

入札者		第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	日本土建・東海土建特定建設工事共同企業体	546,000,000	117.91	2.15952	落札決定
2	山口・ジェイエイ特定建設工事共同企業体	526,850,000	113.75	2.15905	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 当入札案件は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式としているため、評価の高さを評価値で示しています。評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた合計点を入札金額（千万円単位）で除した値（小数点第6位切り捨て）です。</p>					

【議案第141号】

位置図



特別支援学校統合寄宿舎建築工事

寄宿舎棟：木造一部鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積1,695.84㎡

渡り廊下棟：鉄骨造 平屋建 建築面積14.98㎡

I 議案補充説明

議案第 151 号

三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について

1 指定管理者の指定

教育委員会が所管している公の施設「三重県立熊野少年自然の家」について、令和 5 年 4 月 1 日から指定管理者に管理を行わせるため、三重県立熊野少年自然の家条例（昭和 51 年三重県条例第 60 号）第 6 条第 2 項に基づき指定管理者として指定しようとするものです。

2 指定管理候補者の名称等

有限会社 熊野市観光公社
代表取締役 山本 方秀
熊野市井戸町 654 番地 1

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 指定管理候補者の審査選定の経過

(1) 指定管理者の応募状況

令和 4 年 7 月 22 日から 9 月 6 日まで募集を行った結果、次のとおり応募申請がありました。

- ・有限会社 熊野市観光公社

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、サービス提供の水準や人員体制、経費なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会委員（敬称略）

委員長	時安 和行	（至学館大学 学科長・教授）
委員長代理	山本 幹	（日本ボーイスカウト三重連盟理事長）
委員	山崎 弘行	（熊野市立有馬小学校校長）
委員	黒田 朱里	（公認会計士）
委員	石川 郷子	（公募委員）

② 審査の経過

令和 4 年 6 月 27 日	第 1 回選定委員会開催（募集要項、選定方法、審査基準、配点表の審議等）
令和 4 年 8 月 2 日	第 2 回選定委員会開催（第 1 回選定委員会資料の確認、現地視察）
令和 4 年 10 月 4 日	第 3 回選定委員会開催（ヒアリング審査）
令和 4 年 10 月 13 日	第 4 回選定委員会開催（最終審査）

③ 提案内容および審査の概要

申請団体が提案した主な内容と審査の基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊1「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④ 審査結果（評価点数）

有限会社熊野市観光公社（評価点 1,770点/2,500点）

(3) 指定管理候補者の選定および選定理由

選定委員会の意見をふまえ、有限会社熊野市観光公社を指定管理候補者として選定しました。

(選定した理由)

三重県の青少年教育を振興する拠点の一つとして、地域特性を活かした前向きで具体的な提案が多数されており、運営実績に基づき、近隣団体と連携し安定した運営が期待できます。

施設・設備管理については、実績・経験から培ってきたノウハウに基づき、維持管理および自然災害等の緊急時への対応など、各提案内容において安定感があり、また、経費削減や効率化について提案されています。

県立青少年施設として、多様な団体と連携し、自然を活かした多くの体験活動を充実させ、青少年の健全育成に寄与しようとする事業計画となっていることや、施設運営に求められる人員配置、職員の人材育成方針が示され、運営実績に基づき安全で安定した運営が期待できることから、指定管理者にふさわしいと判断しました。

5 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次の効果を見込んでいます。

① 県民サービスの向上

- ・ 災害時に役立つサバイバルキャンプ等、11 の新規主催事業や地域の豊かな自然を活かした多様な体験プログラムの提供が期待できます。
- ・ 施設全体のことを熟知していることにより、利用者が安全・安心に施設を使用することができます。
- ・ 職員の接遇に対する利用者満足度 100%をめざしており、利用者の視点に立った施設運営が期待できます。

② 経費の状況

(単位：千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	平均額	差額
平成30年度～令和4年度の指定管理料提案額の平均	213,355					(A)	C-A ▲200
令和5年度～令和9年度債務負担行為額						(B)	
令和5年度～令和9年度指定管理候補者提案額	42,671	42,671	42,671	42,671	42,671	(C)	0
	合計 213,355					42,671	

6 協定書で定める主な項目

議会での議決を得た後、県教育委員会と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

県が推進する人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規程を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(3) 個人情報の保護

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することなく、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(4) 第三者による管理業務の実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

(5) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

法改正等に伴い管理施設の整備や修繕が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、教育委員会がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合は指定管理者が負担するものとします。

(7) 業務計画書の提出等

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制および人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出等

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情およびその対応等をまとめ、教育委員会に報告するよう指定管理者に求めます。

なお、教育委員会は指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

(9) 事業報告書の提出等

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況および利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標およびその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、教育委員会に報告するよう指定管理者に求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、教育委員会は随時、施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

7 今後の予定

次のとおり手続きを進めます。

令和5年1月～3月 基本協定書の締結

令和5年4月 指定管理者による施設管理の開始

1 県立高等学校の活性化について

1 紀南地域高等学校活性化推進協議会の状況

令和7年度に地域全体で1学年5学級規模となることが見込まれる中、10月に実施した地域の中学生や保護者へのアンケートも参考にしながら、具体的な地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討しており、12月中旬の第5回協議会において、更に議論を深めます。

(アンケート結果:別冊2参照)

①中学生対象(紀南地域の中学2年生240人が回答)

- ・高校を選ぶとき「通学のしやすさ(31.3%)」や「進学や就職など多様な進路に応じた学習を選択できること(30.4%)」「多くの友達や先生との出会い(26.7%)」「入りたい部活動があること(23.8%)」を重視している。

※回答は2つ以内で選択

- ・高校では、「5教科などの中学校での学びを深める学習(41.3%)」をしたいと考えている。※回答は2つ以内で選択
- ・高校には、「自分の将来を選択する力を育てる教育(56.3%)」「社会性や協調性、コミュニケーション能力を育てる教育(29.6%)」「自ら学び続ける力を育てる教育(26.3%)」などを期待している。※回答は2つ以内で選択
- ・1～5学級のうち、「1学級(27.9%)」「2学級(27.1%)」「3学級(26.3%)」の高校で学びたいと考える生徒がそれぞれ25%を超えている。また、学級規模を選んだ理由は、選んだ学級規模に関わりなく全体で、「友だちや先輩、先生など、多くの出会いがあると思うから(57.5%)」となっている。

②保護者対象(紀南地域中学1,2年生の保護者415人が回答)

- ・高校を選ぶとき「進学や就職など多様な進路に応じた学習の選択ができること(65.1%)」や「大学進学につながる学力向上を目指した学習ができること(27.5%)」を重視している。※回答は2つ以内で選択
- ・高校には、「社会性や協調性、コミュニケーション能力を育む教育(42.4%)」や「進路選択の力を育む教育(41.0%)」「主体的に学び続ける力を育む教育(38.1%)」「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感を身につけることができる教育(27.5%)」を期待している。※回答は2つ以内で選択
- ・令和7年度の地域の高校のあり方については、半数近くの保護者が「2校を統合した学校で学ぶ(1校5学級:44.6%)」を選択する中、3分の1を超える保護者が「統合せずに、それぞれの学校で学ぶ(1校3学級+1校2学級:35.9%)」を選択している。

(主な意見：第4回協議会 11/8)

- ・アンケートは地域の声であり重視すべきものではあるものの、高校を選ぶときに重視することや高校に期待すること、高校に望む学級規模や具体的な配置に関する結果については、ねじれた結果がみられる。アンケート結果から読み取れる中学生や保護者の真意を協議会としてしっかりとらえる必要がある。
- ・地域の中学生や保護者が高校に求めるものについては、「多様な進路に応じた学習」「自己の将来を選択する力の育成」「社会性や協調性、コミュニケーション能力の育成」「多くの人との出会い」の割合が高く、その次に「通学のしやすさ」「きめ細やかな指導」も続いており、それぞれについて丁寧に考える必要がある。
- ・令和7年度に想定されている5学級の学びと配置について、保護者は、2校を「統合する」、「分校化して統合する(4学級と1学級、または3学級と2学級)」、「統合しない」のうち、「統合する」を最も多く選び、44.6%となっている。一方、2校舎の存続を求めていると考えられる「分校化して統合する」、「統合しない」はあわせて49.4%であり、このアンケートの結果については、柔軟な視点から検討していく必要がある。
- ・中学生も保護者も「自己の将来を選択する力」を求めているが、この地域においてどのような学びでそれを保障していくか、具体的に検討していく必要がある。

2 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会の状況

15年先に地域全体で1学年の総学級数が現在の32学級から18~21学級規模となることが見込まれる中、今年度はこれまで4回の協議会を開催し、地域の高等学校の学びと配置のあり方や、令和6年度に見込まれる4学級減への対応等について、検討を重ねています。11月に実施した地域の中学生や保護者へのアンケートについては、その結果を12月下旬の協議会で報告し、更に議論を進める予定です。

3 今後について

紀南地域協議会では、令和7年度に地域全体で1学年5学級規模となることが想定されているため、中学生や保護者へのアンケート結果を参考にしながら、高校の学びと配置について具体的に検討したうえで、これからの方向性を年度末までにまとめていく予定です。

また、伊勢志摩地域協議会においても、中学生や保護者へのアンケート結果を参考に、15年先をみすえた伊勢志摩地域の高校の学びと配置のあり方を検討しながら、その途上となる令和6年度の学級減への対応の考え方を年度末までにまとめていく予定です。

2 不登校児童生徒への支援について

1 現状

令和3年度の県内公立学校の不登校児童生徒数は小学校1,059人（前年度比236人増）、中学校2,084人（同468人増）、高等学校732人（同28人減）（全日制417人（同16人増）、定時制315人（同44人減））です。

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校で11.9人、中学校で46.1人となっており、文部科学省が不登校の定義を「30日以上欠席」とした平成10年度以降で最も多くなっています。高等学校における1,000人あたりの不登校生徒数は21.5人で、文部科学省が高等学校の調査を開始した平成16年度以降では2番目に多くなっています。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移と1,000人あたりの人数】

		H29	H30	R1	R2	R3
小学校	不登校児童数	566	672	695	823	1,059
	(1,000人あたり)	6.0	7.1	7.5	9.1	11.9
全国	(1,000人あたり)	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	不登校生徒数	1,549	1,599	1,612	1,616	2,084
	(1,000人あたり)	32.5	34.8	35.5	35.9	46.1
全国	(1,000人あたり)	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
高等学校	全日制	343	430	516	401	417
	定時制	195	240	262	359	315
	合計	538	670	778	760	732
	(1,000人あたり)	14.1	17.7	21.1	21.3	21.5
全国	(1,000人あたり)	15.1	16.3	15.8	13.9	16.9
合計		2,653	2,941	3,085	3,199	3,875

※全国は国公立

2 不登校に対する支援の基本的な考え方

不登校児童生徒数がこれまでで最も多く、要因や背景が複雑化・多様化しているなか、「教育機会確保法」の理念をふまえ、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。

学校以外の場においても、児童生徒が他者との交流や体験活動などを通じて、将来の社会的自立に向けて、社会性や自立心を育むことができるよう、支援を行います。不登校の子どもへの保護者に対しては、保護者が安心して子どもと向き合うことができるよう、必要な情報の発信や相談しやすい環境づくりに取り組みます。

また、学校では、魅力ある学校づくりや、相談体制の充実、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりを進めていきます。

3 不登校児童生徒に対する支援

(1) 学校における支援

学校では、担任や養護教諭が中心となって、児童生徒の表情や態度、授業の様子など、気になることがある場合には声かけや面談をしています。また、欠席や遅刻、保健室利用の増加など、状況に応じて家庭訪問を行うなどしています。

その中で、心理的な支援が必要な場合はスクールカウンセラー（以下「SC」という）が、福祉等の関係機関につなぐ必要がある場合はスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）が関わり、必要なときは休むことも含め、一人ひとりに応じた支援を行っています。

また、全ての子どもたちが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり、協力したりできる学級づくりを進めています。

(2) 教育支援センターにおける支援

教育支援センターは、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、在籍校と連携しながら児童生徒一人ひとりに応じた支援を行っています。教育支援センターは県内に20か所あり、うち7センターにSCとSSWを重点的に配置し、児童生徒と保護者の相談に幅広く対応しています。また、児童生徒の状況に応じて訪問型支援を実施しています。

(3) 県教育委員会の主な取組

①不登校対応事例データベース

不登校児童生徒の支援は一人ひとりの状況に応じて進める必要があり、教職経験の少ない教員であっても適切に対応できるよう、各学校や教育支援センターにおける支援事例を蓄積し、各学校での活用を促しています。（令和4年11月末現在299事例・閲覧数2,981回）

②不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

不登校児童生徒の保護者は、子どもが学校に行けないことを不安に思い、悩みを抱え込んでしまうことがあります。そのような保護者が必要な情報を得て、適切な支援につながる機会として、令和4年度は県内8地域9会場で不登校相談会を実施しています。（令和4年11月末現在7会場実施・参加者127名）

③フリースクール等民間施設で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

教育委員会及び学校と民間団体とが連携し、相互に協力しながら不登校児童生徒への支援を推進するため、県内の教育や福祉、医療等の不登校に関わる各分野の団体からなる「みえ不登校支援ネットワーク」に参画しています。

また、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家をフリースクール等に派遣しています。（令和4年11月末現在体験活動への支援54回・専門家派遣7回）

④SCとSSWの学校への配置

学校では、子どもたちが抱える悩みを早期に発見したり、専門的な相談や指導を行ったりするために教育相談体制を充実させる必要があります。また、個々の子どもや家庭の状況に応じて福祉等の関係機関と連携した支援を行う必要もあることから、令和2年度から令和4年度にかけて、SCは約1.3倍（69,090千円増）、SSWは約1.8倍（33,926千円増）に事業費を増やしています。

4 令和4年度の新たな取組

(1) 県立教育支援センター設置に向けた実証事業

①経緯

不登校児童生徒は年々増加しており、高等学校における不登校生徒も増加傾向にあります。これまで、高校段階で不登校等の状況にある生徒には、市町の教育支援センターのように学校外で専門的な支援を行う公的な機関がなく、課題となっていました。こうしたことから、高校段階で不登校や休学、中途退学した子どもたちを対象に、学校や関係機関と連携して、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、令和4年7月1日から県立教育支援センター設置に向けた実証事業を開始しました。

②取組内容

指導員が通室してきた子どもたちと対話し、体調や興味・関心を持っていることなどを確認のうえ、その日の活動内容を助言しています。活動内容は、通室者が持参した教材等による学習、野菜づくりなどの体験活動、カードゲームや卓球などさまざまで、指導員や大学生スタッフが支援を行っています。通室者は、同年代の人と話す機会が少ない人が多いため、大学生スタッフとも対話する機会を設けています。また、通室者が他者と関わる機会を増やすため、月1回程度、体験的な活動を行う機会を確保しています。

③今後の取組方向

令和4年11月末までの登録者数は15人で、うち7人が10月以降の登録者です。欠席日数が増えて支援のニーズが高まる年度末にかけて、今後も通室者が増えることが考えられます。指導員や大学生スタッフ、SC、SSWの支援により、通室者のうち1人が在籍校で登校再開、3人が新たな学びの場に進むなどしており、今後さらにさまざまな体験活動や交流の場を設けるとともに、保護者向けの交流会を実施するなどの取組も行い、高校段階で不登校の状況にある子どもたちへの継続的な支援を進めてまいります。

(2) オンラインの居場所

①経緯

不登校の状況にある中学生や高校生等が対面での交流が難しい場合でも、オンライン上で交流したり、施設見学などしたりすることで、自分の興味関心に気づき、将来の目標を見つけるきっかけにできるよう、令和4年7月26日から週2回の取組を開始しました。

②取組内容

中高生の興味関心のあるテーマを設定し、大学生を進行役として、参加者と大学生と一緒に考えたり、チャットや音声で対話をしたりしています。

また、県内外の企業等と連携し、オンラインでの工場見学や博物館ツアー、メタバース（仮想空間）での交流などを実施しています。

③今後の取組方向

当初は参加人数が少ない状況でしたが、新たな企画として取り入れたメタバースでは、11月末現在全6回で延べ73人が参加しています。また、アニメーターの仕事現場をテーマとした企画では1回で20人の参加があるなど、中高生が興味関心を持つ企画により参加人数が増えてきています。地理的に教育支援センターに通室することが困難な生徒が参加したり、コミュニケーションが苦手な生徒がチャットや音声で対話できたりしていることから、今後も中高生の興味関心を惹くテーマを設定し、オンラインでの多様な活動や同年代との交流の場づくりを進めてまいります。

5 今後の対応

不登校児童生徒数は年々増加しており、引き続き、社会的自立に向けた支援、保護者に寄り添った支援、相談体制の充実、子どもたちが安心して学べる学校づくりの観点から、学校や市町の教育支援センター、民間団体等と連携し、不登校児童生徒への支援を進めます。

また、不登校の要因が複雑化・多様化している中で、不登校児童生徒の状況に応じた的確な支援を進めていくため、有識者や心理、福祉の専門家の助言を得て、不登校の要因や背景、期間等に応じた効果的な支援策を検討します。

高校段階で不登校の状況にある生徒への支援については、学校教育を離れた後の支援の継続という観点からも重要であることから、高校段階の不登校生徒や高校中途退学者を対象とした、オンラインも含めた多様な活動や同年代との交流の場の提供、学習支援や自立支援、心理や福祉の専門家による訪問型支援などを行う、県立の教育支援センターの設置に向けた検討を進めてまいります。

3 審議会等の審議状況について（令和4年9月15日～令和4年11月20日）

1 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第3回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年10月4日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 黒田 朱里 他3名（うち出席者5名）
4 諮問事項	ヒアリング審査
5 調査審議結果	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者として申請のあった有限会社熊野市観光公社に対し、ヒアリング審査を行いました。
6 備考	次回開催予定：令和4年10月13日（開催済み）

2 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第4回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年10月13日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 黒田 朱里 他3名 (うち出席者5名)
4 諮問事項	最終審査
5 調査審議結果	<p>三重県立熊野少年自然の家の指定管理候補者について最終審査を行い、全員一致で有限会社熊野市観光公社が指定管理候補者として選定されました。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした前向きで具体的な提案が多数されており、近隣団体と連携し安定した運営が期待できる。 ・県立青少年教育施設として青少年の健全育成に寄与しようとする事業計画となっていることが評価できる。
6 備考	次回開催予定なし

3. 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第4回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年10月23日
3 委員	会 長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委 員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者4名)
4 諮問事項	県立高校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	○ 県立高校における生徒の死亡事案に係る重大事態の調査について、今後の進め方等を協議しました。 ※ 本会議では、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭（県教育委員会事務局次長および審議会会長挨拶）のみを公開とし、以降の協議については非公開としました。
6 備考	

4 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第2回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和4年10月24日
3 委員	座長 池山 敦 委員 石谷 正秀 他5名 (うち出席者7名)
4 諮問事項	持続可能な地域社会について
5 調査審議結果	<p>第1回審議の概要を報告するとともに、第2回の審議事項に関する県内および国の先進事例の紹介をしたのち、具体的な方策等のご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>① 継続した活動にしていくためには、楽しさが重要である。社会教育施設である公民館が、地域のプラットフォームとしての機能を果たせていないケースがあるため、公民館を活性化する社会教育主事の育成に取り組むとともに、果たすべき役割などを改めて整理し、どのような環境であれば活躍できるのかを考える必要がある。</p> <p>② 学校と地域が協働して「私たち」となるためには、日常の関係をどのようにつくっていくかが鍵となる。社会教育を推進するうえで、信頼関係を構築するには、どうすればよいかを議論していく必要がある。</p>
6 備考	次回開催予定：令和5年2月頃

5 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	令和4年11月7日
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 金森 晃生 他9名 (うち出席者8名)
4 諮問事項	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（事務局最終案）」について
5 調査審議結果	<p>「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」最終案および指標の活用のあり方について意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①最終案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終案はこれまでの協議会で出た意見もふまえて作成されている。 ・「ICTや情報・教育データの利活用」の項目については、児童生徒に情報モラルや情報セキュリティを身につけさせる必要性を鑑み、強い表現で記載する必要がある。 <p>②指標の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標に基づいた教員研修計画を作成するとともに、教職員一人ひとりが資質の向上を図ることができる研修を構築する必要がある。 ・管理職は、面談において指標を活用し、教職員一人ひとりに求められる資質・能力を確認するとともに、研修受講の奨励を行うことが求められる。
6 備考	次回開催予定：なし